

「マイナンバー制度」の施行に伴う取扱いについて

退職金請求事由発生日が28年1月1日以後の方へ

「マイナンバー制度」施行に伴う本人確認のための提出書類について

1. 社会保障・税番号制度(略してマイナンバー制度)については、平成28年1月から施行されることとなっております。
建退共制度においては、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり**退職金請求される被共済者の方すべてに**、マイナンバー及び本人確認のための下記の書類の提出を求めるとしております。
2. **退職金の請求事由が「7」に該当される方（被共済者本人が死亡されご遺族が請求人になる場合）**
につきましては、税務署所定の法定調書(支払調書)を作成する必要があること、また、この法定調書には被共済者(死亡されたご本人)に加え、請求人(ご遺族)のマイナンバーを記載する必要があることから、これらの方のマイナンバー及び本人確認のための下記の書類の提出をお願いいたします。

記

マイナンバー及び本人確認のための提出書類

本人確認では、2つのことを確認することになります。

- ① 正しい番号であることの「**番号確認**」
- ② 正しい番号の持ち主であることの「**身元確認**」です。

提出書類は以下のいずれかの写しです。

個人番号の確認		身元の確認	
1.	個人番号カード	(表面と裏面の写し)	
2.	通知カード 又は、 住民票(番号付き) 等	+	運転免許証 又は、 パスポート 健康保険の被保険者証、年金手帳 在留カード、特別永住者証明 等 〔顔写真がない書類については二種類必要〕